

浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年 3月 31日

浦安市長 内 田 悦 嗣

## 浦安市告示第33号

### 浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金交付 要綱の一部を改正する告示

浦安市高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業補助金交付要綱（平成29年告示第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に要する経費の一部に対し」を「を行う団体に対し、その運営に要する経費の一部について」に改める。

第2条第1号中「、市と補助の対象となる団体とが協働で」を削り、「を形成する事業で、市と当該団体との協定により定められるもの」を「の形成を図る事業」に改め、同条第2号中「提供する活動」を「継続的に提供する活動であって、介護予防のための体操その他これに準ずる運動を含めたもの」に改め、同条第3号中「高齢者支え合いサロン活動等」を「高齢者支え合いサロン活動」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 拠点 サロン活動を実施する場所をいう。

第3条及び第4条を次のように改める。

（補助対象団体）

**第3条** 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内において高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業を実施する団体のうち次の各号のいずれにも該当するものであって、市長が別に定める基準により選考したものとする。

- (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の者で、おおむね3人以上により構成される団体
- (2) 規約、会則等を有している団体
- (3) 高齢者支え合いサロン活動を実施する団体として市が市民に情報提供することに同意し、かつ、新規に参加を希望する高齢者等の受入れを可能とする団体
- (4) 当該高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業に対して、国又は他の地方公共団体から補助金その他これに類すると市長が認めるものの

交付を受けていない団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付の対象としない。

- (1) 営利的活動、政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とする団体
- (2) 暴力団又は暴力団員が、当該団体が行う高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業に関与していると認められる団体

3 第1項の選考に当たり、一の字において一の高齢者支え合いサロン活動を実施することを基本とする。

(補助対象経費)

**第4条** 補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成事業に係る報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料並びに使用料及び賃借料とする。

第11条を第14条とし、第6条から第10条までを3条ずつ繰り下げ、第5条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の申請について、申請期間を設けることができる。

第5条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(交付の条件)

**第8条** 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一の拠点につき10回以上、高齢者支え合いサロン活動を実施すること。
- (2) 1回につき1時間以上、高齢者支え合いサロン活動を実施すること。

第4条の次に次の2条を加える。

(補助の算定基準及び補助基準額)

**第5条** 補助の算定基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者支え合いサロン活動 次の表に定められた額

年間開催回数 年間平均参加者数	10回以上	20回以上	30回以上	40回以上
	20回未満	30回未満	40回未満	
20人未満	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
20人以上	100,000円	130,000円	170,000円	230,000円

備考 年間開催回数及び年間平均参加者数については、それぞれ一の拠点

における数とする。

(2) 担い手育成 次の表に定められた額

10人未満	20,000円
10人以上	100,000円

備考 この表における人数については、当該年度において担い手育成を受けた実人数とする。

2 複数の拠点で高齢者支え合いサロン活動を実施している場合の補助の算定基準については、前項第1号の規定により算定した額に、1拠点につき50,000円を加えるものとする。

3 補助の基準額（以下「補助基準額」という。）は、前2項の規定により算定した額を合算した額とする。

（補助金の額）

**第6条** 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額又は補助基準額のうち、いずれか少ない方の額とする。

別記第1号様式中「第5条」を「第7条」に改める。

別記第2号様式中「第6条」を「第9条」に改める。

別記第3号様式中「第7条」を「第10条」に改める。

別記第4号様式中「第8条」を「第11条」に改める。

別記第5号様式中「第9条」を「第12条」に改め、「㊟」を削る。

別記第6号様式中「第10条第1項」を「第13条第1項」に改め、「㊟」を削る。

別記第7号様式中「第10条第2項」を「第13条第2項」に改め、「㊟」を削る。

## 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。